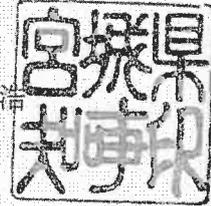




環対第 251号  
平成25年 8月 9日

株式会社気仙沼市民の森風力発電所 代表取締役 殿

宮城県知事 村井 嘉浩



気仙沼市民の森風力発電事業に関する環境影響評価方法書に対する意見  
について (提出)

平成25年5月17日付けで送付のありました標記の環境影響評価方法書について、環境影響評価条例(平成10年宮城県条例第9号)第27条第1項に基づき、別紙のとおり意見を述べます。

担当 : 環境生活部 環境対策課  
環境影響評価班 辻  
電話 : 022-211-2667  
FAX : 022-211-2696

## 気仙沼市民の森風力発電事業に関する環境影響評価方法書に対する意見

### 1 全般的事項

(1) 当該事業地は県立自然公園気仙沼の地域内に位置し、周辺には徳仙丈山のツツジ群生地や地域利用度が高い甘<sup>にじゅういち</sup>一川等も存在することから、事業計画の詳細化に当たっては、風車の配置のほか、送電線の設置やアクセス道の拡幅等も含め、環境の保全に最大限配慮するとともに、検討した経緯を準備書に記載すること。

(2) 調査及び予測の対象とする地点、期間等について、設定の範囲及び理由を準備書に明記するとともに、設定の根拠となる予備調査等の結果についても併せて示すこと。

なお、予測に当たっては、可能な限り定量的な手法を用いるとともに、環境影響評価を行う過程において、新たな事情が生じた場合は、必要に応じて選定した項目及び手法等を見直すとともに、追加的に調査、予測及び評価を行う等適切に対応すること。

### 2 個別的事項

#### (騒音)

(1) 風車の稼働に伴う騒音については、地形や人為的構造物等による減衰に加え、地形によっては集音の可能性もあることも含めて予測を行うこと。

なお、予測に当たっては、集落ごとの最寄りの民家を考慮する等適切に対象地点を設定するとともに、高さ方向も含めて選定の根拠を明確にすること。

(2) 風車の稼働に係る騒音については、環境基準を下回る騒音レベルにおいて問題等が生じている事例もあることから、評価に当たっては、環境基準への整合のみにとらわれず、地域特性や最新の知見を十分に踏まえて適切な保全目標を設定すること。

#### (水質・地下水の水位)

土砂等による水の濁り及び地下水の水位については、調査及び予測の対象とする地点、手法等を地域特性を踏まえて適切に設定し、準備書に明記すること。

なお、水の濁りの予測に当たっては、必要に応じて現地調査を実施するとともに、地下水の水位については、地下水位の季節的な変動及び周辺の利用状況等も踏まえて適切に予測・評価すること。

(風車の影)

風車の影に係る予測・評価の必要性については、最新の知見を踏まえて十分に検討し、結果については必要に応じて模式図を添付する等、準備書にわかりやすく示すこと。

(動物)

(1) 動物類に関する調査に当たっては、工事による排水の影響を受けるおそれがある沢沿いの動物、底生生物等の状況を把握できるよう調査地点を選定するとともに、当該地点については準備書に明記すること。

(2) コウモリ類の調査に当たっては、種名の把握に努めること。

(3) 希少猛禽類の調査については、9月頃の行動圏が拡大することから、2日間ずつの調査を間隔を空けて実施するなど通常月よりも手厚く実施するとともに、調査地点、調査期間等についても、行動圏の広い猛禽類の特性を踏まえ、『猛禽類保護の進め方(改訂版)』に基づき、適切に設定すること。

(4) 各月当たり3日間とされている調査期間については、3日連続とせず、間隔を空けて1日ずつ実施すること。

なお、夜間調査に際しては、最寄りの観測所におけるウィンドプロファイラ等の鳥エコー出現状況を適宜参考にすること。

(植物)

植物相及び植生に係る調査に際しては、希少種がパッチ状に残っている可能性がある沢沿いの湿気がある箇所について特に留意すること。

(景観)

風車が山頂付近に設置され、広範囲にわたり景観に影響を与えることが予想されるため、近景から遠景まで適切に調査地点を選定し、調査、予測及び評価を行うこと。